

2021年10月12日

各位

会社名 株式会社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹下 大
(コード番号：3697 東証第一部)
問合せ先 執行役員兼 CFO 服部 太一
(TEL. 03-6809-1165)

資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日付で開催いたしました取締役会において、2021年11月26日に開催予定の第16回定時株主総会に、下記のとおり、資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、第14回定時株主総会、第15回定時株主総会において、今後の資本政策の柔軟性および機動性の確保することを目的として、資本金の額の減少について決議いたしました。

今回の資本金の額の減少についても、資本政策の柔軟性および機動性の確保を継続することを目的として、行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少後の資本金の額

今回の資本金の額の減少の実行により、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、減少する資本金の額については、今後の新株予約券の行使状況等に応じて決定し、速やかに開示いたします。

(2) 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 資本金の額の減少の日程

詳細な日程については、決定次第開示いたします。

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であるため、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、業績に与える影響は軽微でございます。

また、本件は、2021年11月26日開催予定の第16回定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>

株式会社 SHIFT IR 室

メール：ir_info@shiftinc.jp